

令和 8 年 9 月市議会定例会

参 考 資 料

焼 津 市

令和8年9月市議会定例会
参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第44号	焼津市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第45号	焼津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	2
議第46号	焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について	3
議第47号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第48号	焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	22
議第49号	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23
議第50号	焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議第51号	衛生車（バキューム車）の取得について	32
議第52号	焼津市道路線の認定について	35
議第53号	焼津市道路線の変更について	43

議第44号 焼津市監査委員条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

新旧対照表	
旧	新
焼津市監査委員条例 昭和39年3月31日 条例第17号 第1条 ～ 略 第6条 (請求及び要求監査) 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項及び第242条第1項の規定による請求若しくは要求に基づく監査又は第125条の規定による処理及び第243条の2の規定による監査をしようとするときは、当該請求又は要求があつた日から7日以内にこれに着手するよう努めなければならない。 以下 略	焼津市監査委員条例 昭和39年3月31日 条例第17号 第1条 ～ 略 第6条 (請求及び要求監査) 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項及び第242条第1項の規定による請求若しくは要求に基づく監査又は第125条の規定による処理及び第243条の2の9第3項の規定による監査をしようとするときは、当該請求又は要求があつた日から7日以内にこれに着手するよう努めなければならない。 以下 略

旧	新
焼津市認可地縁団体印鑑条例 平成20年10月 7 日 条例第28号 第1条 ～ 略 第4条 (認可地縁団体印鑑の登録) 第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、申請者が本人であることを確認するとともに、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑の印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、前条第1項の申請書に記載されている事項その他必要な事項について、審査するものとする。 2 略 第6条 ～ 略 第8条 (代理人による申請) 第9条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号上に規定する代表者等の代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第4条第1項、第5条第2項、第7条第1項及び前条の適用については、第4条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第5条第2項中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、前条中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。 以下 略	焼津市認可地縁団体印鑑条例 平成20年10月 7 日 条例第28号 第1条 ～ 略 第4条 (認可地縁団体印鑑の登録) 第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、申請者が本人であることを確認するとともに、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の3第1項に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑の印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、前条第1項の申請書に記載されている事項その他必要な事項について、審査するものとする。 2 略 第6条 ～ 略 第8条 (代理人による申請) 第9条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代表者等の代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第4条第1項、第5条第2項、第7条第1項及び前条の適用については、第4条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第5条第2項中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、前条中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。 以下 略

議第46号 焼津市税条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧		新
焼津市税条例	焼津市税条例	
本則 略	昭和29年6月1日条例第14号	昭和29年6月1日条例第14号
附 則		
第1条		
～ 略		
第3条		
(法人税割の税率の特例)		
第3条の2 昭和52年4月1日から令和9年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、100分の8.2とする。	第3条の2 昭和52年4月1日から令和14年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、100分の8.2とする。	
2 略		2 略
3 略		3 略
以下 略		以下 略

新	旧
焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月 8 日 条例第17号 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第4条） 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条） 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第37条） 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条—<u>第52条</u>） 第4章 雑則（第53条・第54条） 附則 第1条 略（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。 (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。 (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。 (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。 <u>(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。</u> <u>(7) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。</u> <u>(8) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅</u>	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月 8 日 条例第17号 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第4条） 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条） 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第37条） 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・<u>第52条</u>） 第4章 雑則（第53条・第54条） 附則 第1条 略（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。 (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。 (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。 (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。 <u>(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</u> <u>(7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅</u>

訪問型保育事業をいう。	訪問型保育事業をいう。
<u>(9)</u> 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。	<u>(8)</u> 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
<u>(10)</u> 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。	<u>(9)</u> 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
<u>(11)</u> 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。	<u>(10)</u> 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
<u>(12)</u> 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。	<u>(11)</u> 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
<u>(13)</u> 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。	<u>(12)</u> 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
<u>(14)</u> 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。	<u>(13)</u> 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
<u>(15)</u> 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。	<u>(14)</u> 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
<u>(16)</u> 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。	<u>(15)</u> 市町村民税所得割合算額 令第4条第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
<u>(17)</u> 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。	<u>(16)</u> 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
<u>(18)</u> 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。	<u>(17)</u> 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
<u>(19)</u> 市町村民税所得割合算額 令第4条第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。	<u>(18)</u> 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
<u>(20)</u> 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。	<u>(19)</u> 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
<u>(21)</u> 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。	<u>(20)</u> 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
<u>(22)</u> 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。	<u>(21)</u> 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育
<u>(23)</u> 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。	
<u>(24)</u> 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。	
<u>(25)</u> 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育	

に利用できるよう選考するものとする。 4 前2項の場合において、特定教育・保育施設は、これらの規定に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第8条 ～ 略 第11条 (<u>教育</u>・保育の提供の記録) 第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第13条 略 2 略 3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者	定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。 4 前2項の場合において、特定教育・保育施設は、これらの規定に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第8条 ～ 略 第11条 (<u>特定教育</u>・保育の提供の記録) 第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第13条 略 2 略 3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者
---	---

と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ (ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下イ</u>において同じ。))が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	5 略 6 略 第14条 ～ 略 第19条 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に
--	--

と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ (ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このイ</u>において同じ。))が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	5 略 6 略 第14条 ～ 略 第19条 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に
--	--

関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びにその提供を行わない日 (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもに区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する<u>選考方法</u>を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第21条 略 (<u>定員</u>の遵守) 第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 第23条 略 第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、<u>学校教育法</u>第28条第2項にお	関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びにその提供を行わない日 (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもに区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する<u>選考の方法</u>を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第21条 略 (<u>利用定員</u>の遵守) 第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 第23条 略 第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法</u>第28条第2項に規定する<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、<u>学校教育法</u>第27条の2第1項各号、<u>学校教育法</u>第1条に規定する<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、
---	--

関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びにその提供を行わない日 (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもに区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する<u>選考の方法</u>を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第21条 略 (<u>利用定員</u>の遵守) 第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 第23条 略 第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法</u>第1条に規定する<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、	関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びにその提供を行わない日 (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもに区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する<u>選考の方法</u>を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第21条 略 (<u>利用定員</u>の遵守) 第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 第23条 略 第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法</u>第1条に規定する<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、
---	---

いて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。	第26条 ～ 略 第34条	第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)	第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</u>
--	----------------------------------	---	--	---

<u>同法</u>第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。	第26条 ～ 略 第34条	第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)	第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、<u>同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</u>
--	----------------------------------	---	---	---

<u>育を受ける者を含む。）」とする。</u> (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	(特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「<u>教育認定子ども</u>の総数」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とすると。</u>	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」とすると。</u>
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第

29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年焼津市条例第18号) 第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、

29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年焼津市条例第18号) 第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。)を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、

当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あつせん、調整及び要請に対する協力)
5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あつせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保	第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保

育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2） 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

（3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（1） 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2） 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

（3） 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

～ 略	～ 略
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11

第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育への円滑な移行に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。	第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 12 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育への円滑な移行に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。
2 ～ 略 6 (特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども自身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第45条 略 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びにその提供を行わない日 (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員	2 ～ 略 6 (特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども自身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第45条 略 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びにその提供を行わない日 (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する<u>選考方法</u>を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等）	(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する<u>選考の方法</u>を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等）
第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の数、勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（<u>定員</u>の遵守） 第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （記録の整備） 第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	（<u>利用定員</u>の遵守） 第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （記録の整備） 第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1） 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 （2） 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録 （3） 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録	2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1） 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 （2） 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録 （3） 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)	(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)
第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>教育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。）について」と、<u>第14条第1項</u>中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>第25条中「各号（幼保連携型認定子ども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定子ども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定子ども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</u>	第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。）について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>同条第1項</u>中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</u></u>
第3節 特別地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)	第3節 特別地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)
第51条 特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。</u>）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>第52条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>次条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供

する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を受け入れる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供

する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定的方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。
(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51

事業所を現に利用している<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（<u>前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合</u>にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者に限る。</u>）」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第13条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 以下 略	事業所を現に利用している<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（<u>前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合</u>にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 以下 略
--	---

旧	新
焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例 令和 7 年12月23日 条例第48号 目次 略 第 1 条 ～ 略 第13条 以下 略	焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和 7 年12月23日 条例第48号 目次 略 第 1 条 ～ 略 第13条 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第 4 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 以下 略

新旧対照表	
旧	新
焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月 8 日 条例第18号 目次 略 第1条 ～ 略 第5条 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第20号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）</u>）<u>にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）</u>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 略 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月 8 日 条例第18号 目次 略 第1条 ～ 略 第5条 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第20号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）</u>）<u>を行</u>う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）<u>にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）</u>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 略 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同

じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2
～ 略

6

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 略
(2) 略
第7条
～ 略
第12条

第13条 削除

第14条
～ 略
第17条

定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2
～ 略

6

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 略
(2) 略
第7条
～ 略
第12条

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第14条
～ 略
第17条

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) 略

第19条

～ 略

第26条

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第28条 略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限り、次号において同じ。)

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) 略

第19条

～ 略

第26条

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) 及び小規模保育事業C型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) とする。

第28条 略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れられる場合に限り、次号において同じ。)

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 (以下「看護師等」という。) を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者という。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができ、ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第30条 略 (職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する静岡県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当

第30条 略 (職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する静岡県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条

～ 略

第34条

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

第36条

～ 略

第43条

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業

第32条

～ 略

第34条

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

第36条

～ 略

第43条

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

（連携施設に関する特例）

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第46条 略

（職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）

う。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する静岡県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

（連携施設に関する特例）

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第46条 略

（職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）

う。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する静岡県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」とする。

第49条

～ 略

第50条

附 則

第1条 略

第2条 略

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4条 略

第5条 略

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。））」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

第49条

～ 略

第50条

附 則

第1条 略

第2条 略

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4条 略

第5条 略

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の承認を受けたものに限り。）又は家庭的保育事業等（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とする。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

議第50号 焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日 条例第23号 (病院事業の設置) 第1条 焼津市民及び地域住民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。 (名称及び位置) 第2条 病院は、焼津市立総合病院と称し、焼津市道原1,000番地に置く。 (法の適用) 第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成23年4月1日から適用する。 (経営の基本) 第4条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 略 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病床 <u>423床</u> 4 略 以下 略	焼津市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日 条例第23号 (病院事業の設置) 第1条 焼津市民及び地域住民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。 (名称及び位置) 第2条 病院は、焼津市立総合病院と称し、焼津市道原1,000番地に置く。 (法の適用) 第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成23年4月1日から適用する。 (経営の基本) 第4条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 略 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病床 <u>376床</u> 4 略 以下 略

衛生車（バキューム車）の取得について

1 取得する物品

衛生車（バキューム車） 2 台

2 取得目的

し尿収集、浄化槽清掃作業等に使用するバキューム車について、老朽化に伴い既存のバキューム車 2 台を更新するために購入するものである。

3 車両の規格

- (1) 全長 5,400mm程度
- (2) 全幅 2,100mm程度
- (3) 全高 2,400mm程度
- (4) 車両総重量 8,000kg未満

4 その他車両の規格

- (1) エンジン規格 汚水タンクを積載可能なディーゼルエンジン（150PS以上）
- (2) 乗車定員 3 人
- (3) ミッション マニュアル 5 速以上

5 搭載装置

(株) モリタエコノス社製 衛生車架装装備

- (1) 汚水タンク タンク容量3,500L程度（10L目盛りゲージ付き）
- (2) ホースリール 自動巻取り式（リールカバー SUS304 バフ仕上げ無し）
- (3) 格納ホース $\Phi 48\text{mm}$ ホース 3 本 長さ：3.15m
（オス、メス金具及び $\Phi 65\text{mm} \times \Phi 48\text{mm}$ 媒介金具付き）
 $\Phi 65\text{mm}$ ホース 2 本 長さ；3.15m（オス、メス金具付き）
- (4) その他 吸引ホースガイドローラ、脱臭装置、ロードセル 4 台等
付属ホース、ドライブレコーダ、その他必要装備

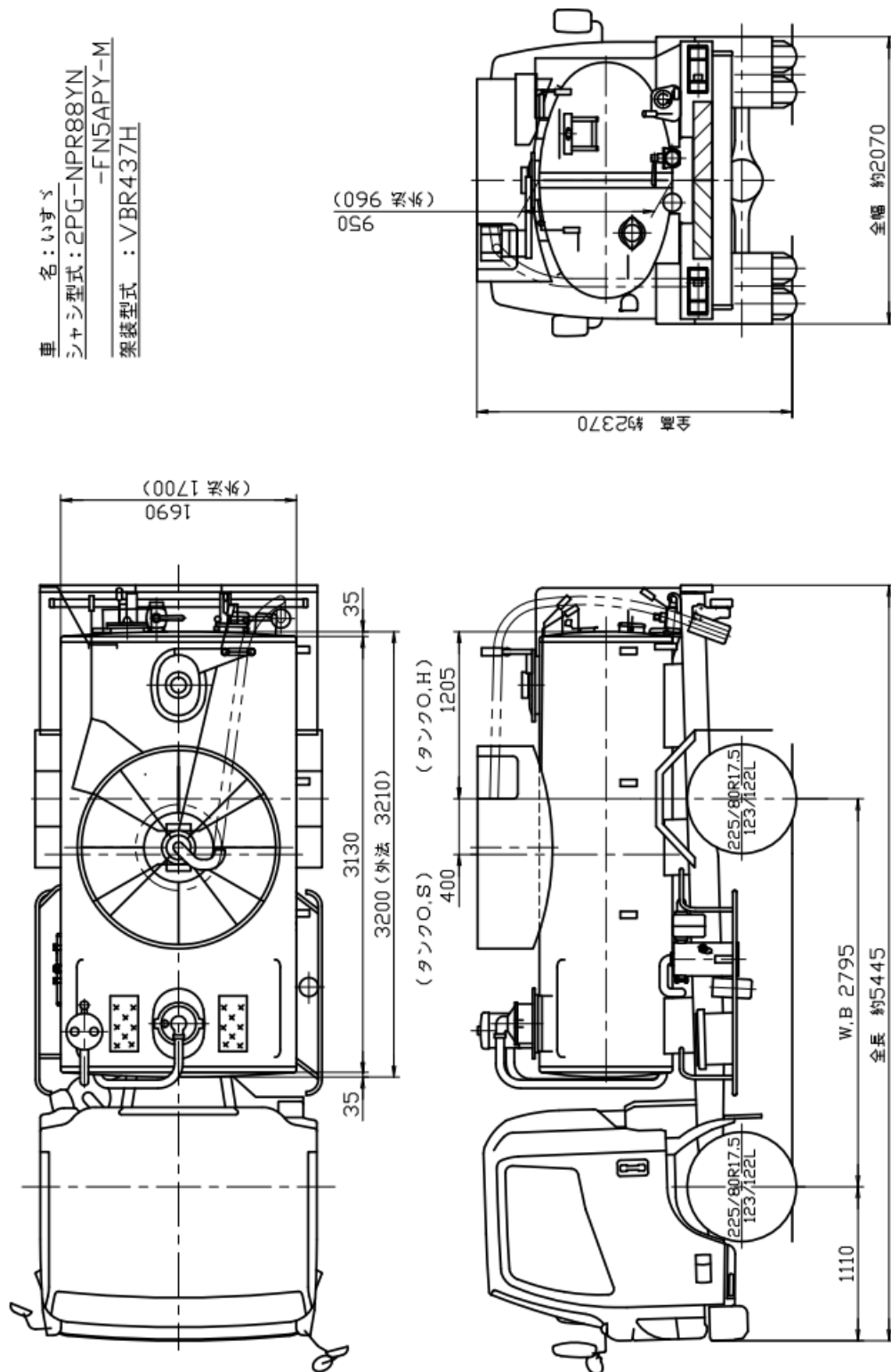
6 下取車両

- (1) 車両 バキューム車19号車（静岡800す4026）
購入年月日 平成26年10月15日
走行距離 194,790km（令和8年3月31日現在）
- (2) 車両 バキューム車20号車（静岡800す3127）
購入年月日 平成25年1月28日
走行距離 194,604km（令和8年3月31日現在）

入 札 結 果 表

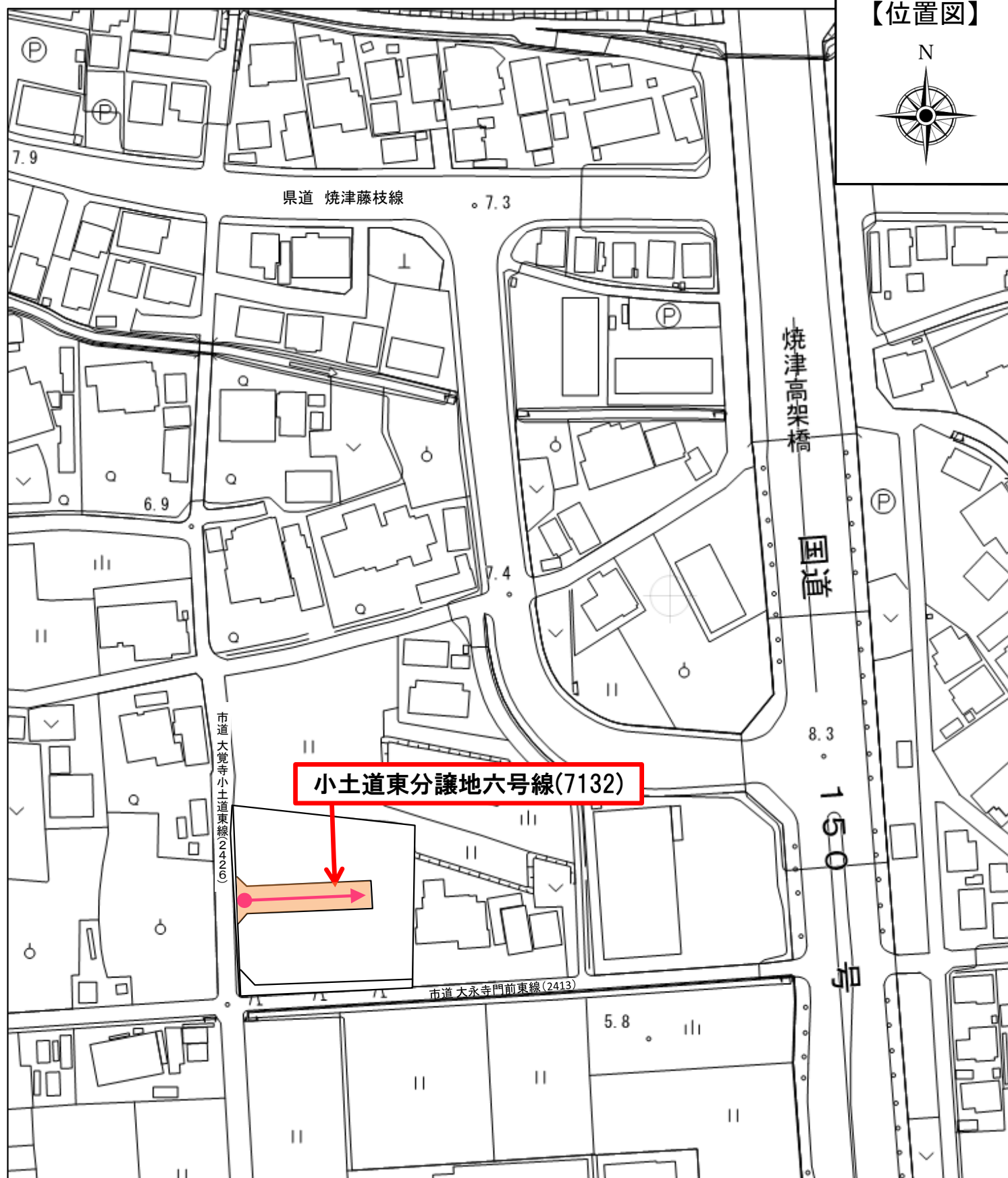
入 札 番 号	物品20号	発注担当課	下水道課（小屋敷環境管理センター）			
件 名	令和8年度 焼津市4 t 衛生車（バキューム車）2台購入【債務負担行為】					
納 品 場 所	焼津市小屋敷環境管理センター（焼津市小屋敷573番地）					
入札執行者	焼津市長 中野 弘道					
入 札 方 法	制限付き一般競争入札					
入 札 日 時	令和08年7月30日(木) 14時00分					
落 札 価 格	¥42,756,612-（入札書比較価格：¥38,869,648-）					
予 定 価 格	¥45,003,370-（入札書比較価格：¥40,912,155-）					
入札参加業者名		第 1 回入札		第 2 回入札		結果
		順位	金額	順位	金額	
いすゞ自動車中部（株） 藤枝支店		1	¥38,869,648-			落札
＊（上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。）						
備 考	落札価格には法定費用（ナンバー・印紙代）及び自動車リサイクル料が含まれますが、これらには消費税及び地方消費税が課されないため、実際の契約金額は42,753,300円となります。また、予定価格は45,000,000円となります。					

衛生車 (バキューム車) (参考図)



議第52号 焼津市道路線の認定について

焼津市道路線
認定
【位置図】



焼津市道路線

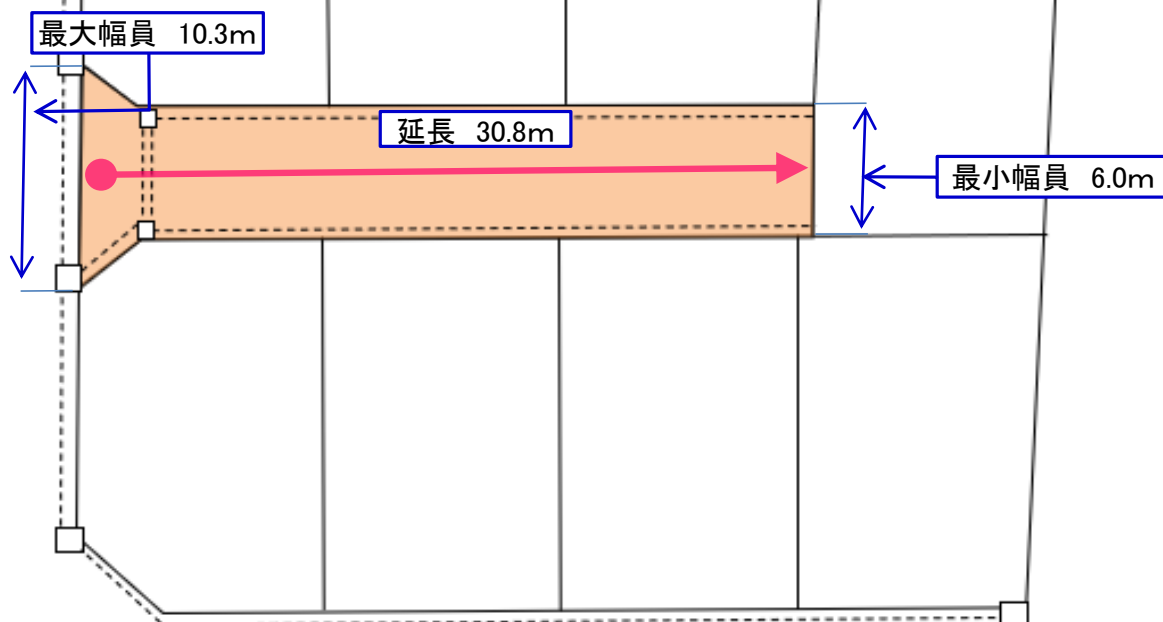
認定

【平面図】

N



市道 大覚寺小土道東線 (2426)

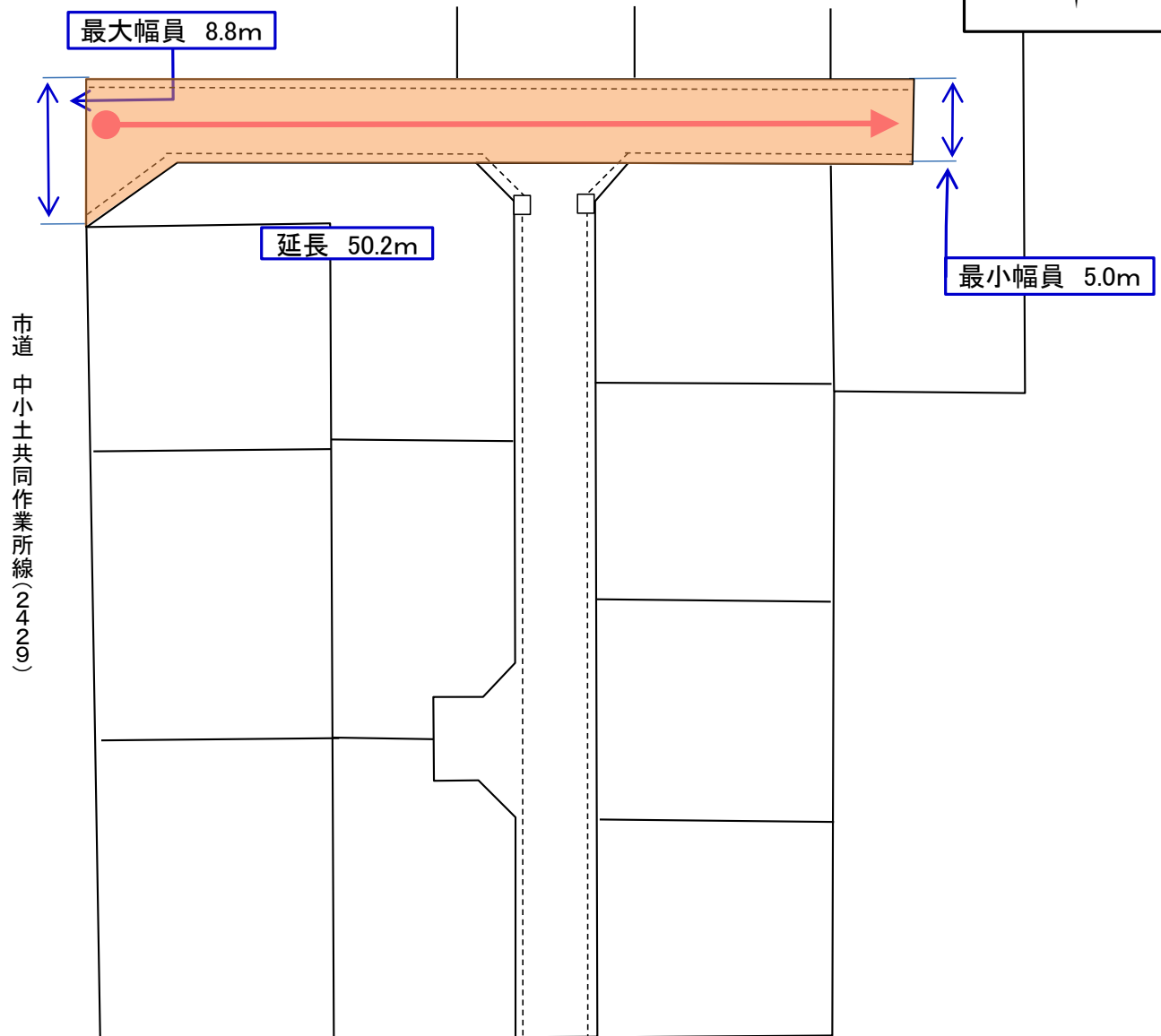


市道 大永寺門前東線 (2413)

路 線 名	小土道東分譲地六号線 (7132)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
30.8m	6.0m	10.3m

焼津市道路線
認定
【位置図】





路線名	小土道東分譲地七号線(7133)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
50.2m	5.0m	8.8m

焼津市道路線
認定
【位置図】



焼津市道路線

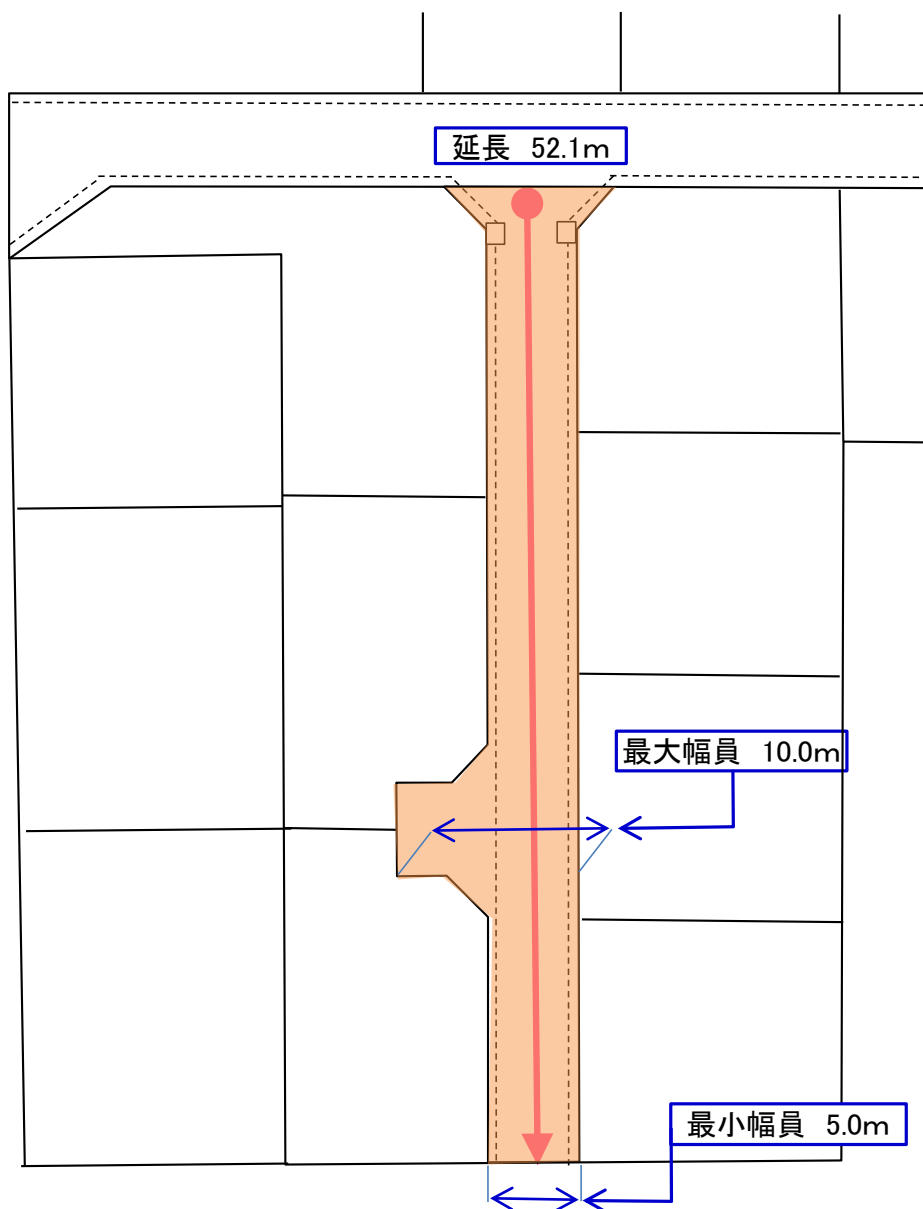
認定

【平面図】

N

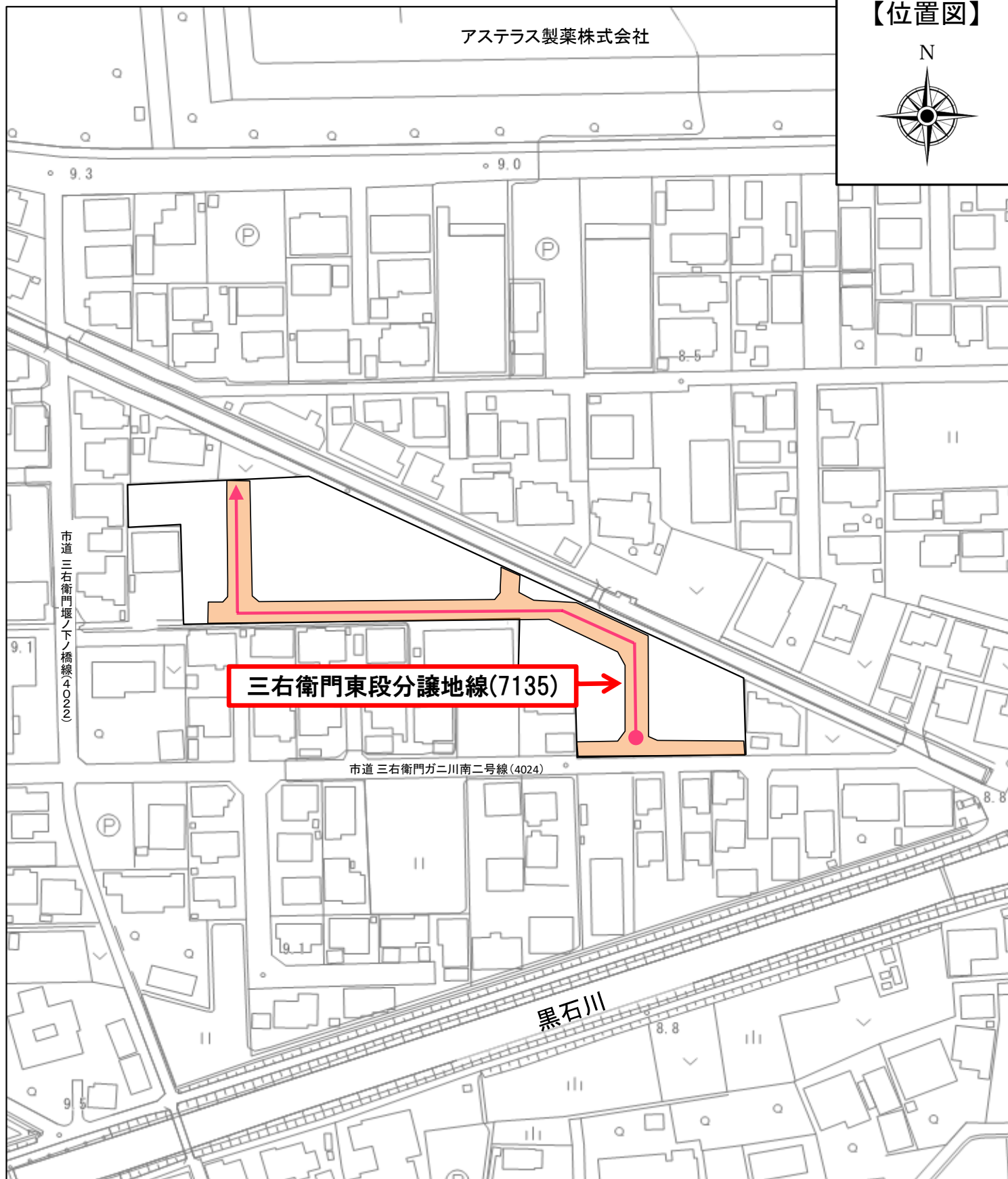


市道 中小土共同作業所線(2429)



路線名	小土道東分譲地八号線(7134)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
52.1m	5.0m	10.0m

焼津市道路線
認定
【位置図】

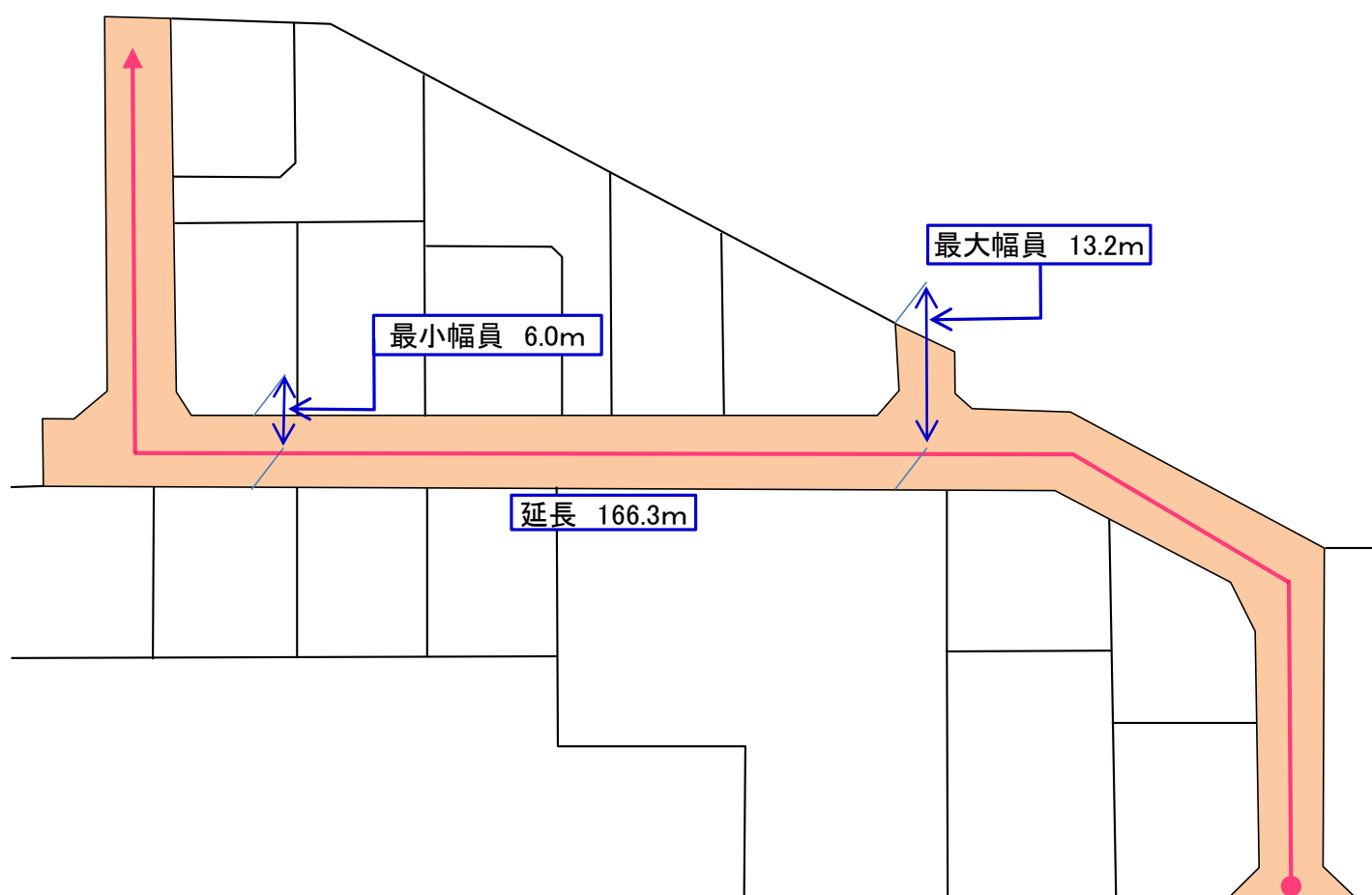


焼津市道路線

認定

【平面図】

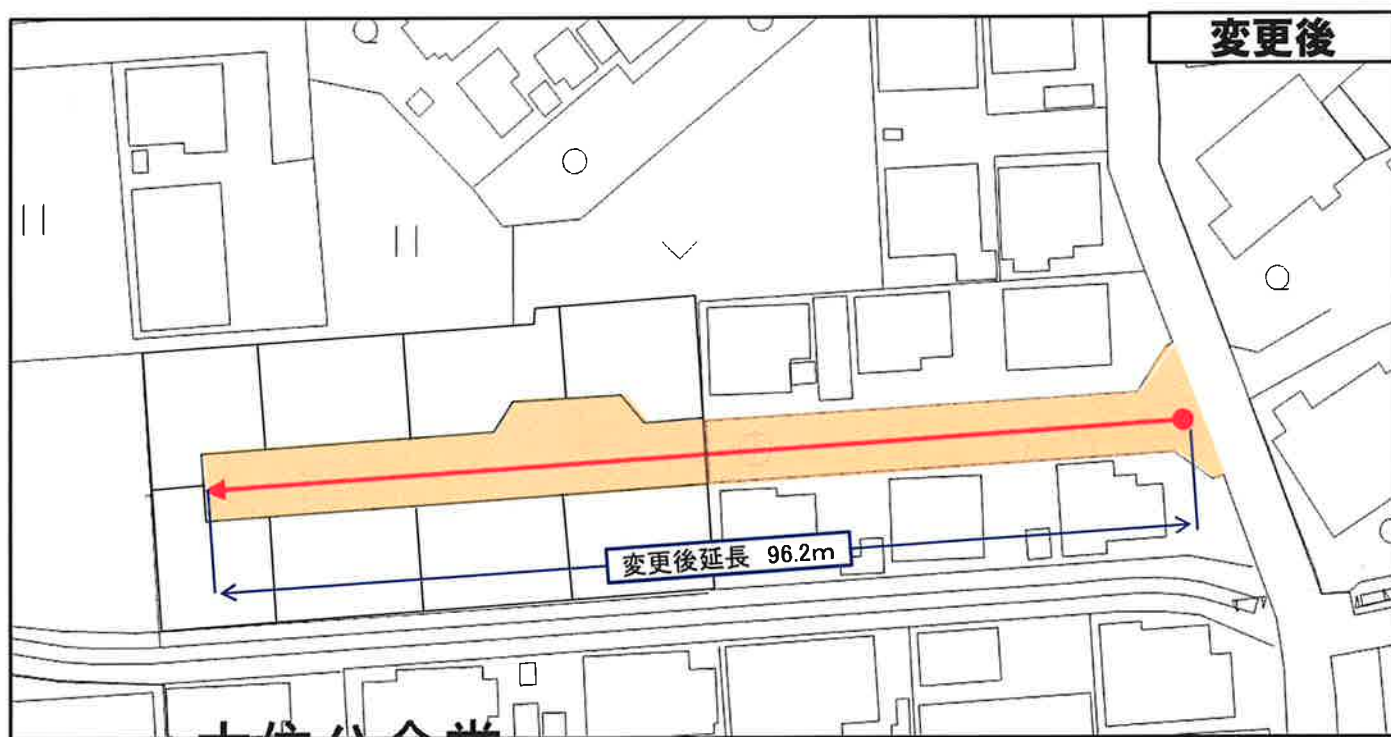
N



路線名	三右衛門東段分譲地線 (7135)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
166.3m	6.0m	13.2m

議第53号 焼津市道路線の変更について





路線名	大住中島分譲地線 (7063)			
路線延長	変更前	48.0m	変更後	96.2m
最小幅員	変更前	6.0m	変更後	6.0m
最大幅員	変更前	9.8m	変更後	9.8m